

議第42号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

平成25年 2月20日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(京都市市税条例の一部改正)

第1条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第69条第5号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部改正)

第2条 京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(京都市非常勤職員公務災害等補償条例の一部改正)

第3条 京都市非常勤職員公務災害等補償条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(京都市若杉学園条例の一部改正)

第4条 京都市若杉学園条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第5条 京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に改め、同条第3号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

第4条第1項第1号ア及び同項第2号ア中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

第7条第1項中「障害者自立支援法第29条第3項」を「障害者総合支援法第29条第3項第1号」に改める。

(京都市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正)

第6条 京都市重度心身障害者医療費支給条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号イ中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に改める。

附則第5項を削る。

別表第2号及び第3号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

(京都市洛西ふれあいの里条例の一部改正)

第7条 京都市洛西ふれあいの里条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(京都市こころの健康増進センター条例の一部改正)

第8条 京都市こころの健康増進センター条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に改め、同条第3号及び第4号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

第5条第1項中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

第9条第2項中「障害者自立支援法第29条第3項」を「障害者総合支援法第29条第3項第1号」に改める。

(京都市障害者自立支援法の施行に関する条例の一部改正)

第9条 京都市障害者自立支援法の施行に関する条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

(京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例の一部改正)

第10条 京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第11条 京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第6条中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準」に改める。

第9条中「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準」に改める。

第11条中「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」に改める。

第14条中「障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」に改める。

第17条中「障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準」に改める。

第20条中「障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

附則第2項中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準，障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準，障害者自立支援法に

基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準，障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準，障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準及び障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

#### 附 則

この条例は，平成25年4月1日から施行する。

#### 提案理由

障害者自立支援法等の一部改正に伴い，京都市市税条例等の規定を整備する必要があるので提案する。